

第 2 2 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 27 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 10 月 27 日岩沼市役所 6 階研修室 A・B において、下記案件を審議するため、第 22 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議事録署名委員の指名

日程第 3 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 4 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

日程第 5 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について

日程第 6 農地法第 3 条の規定による許可申請について

1、出席委員

1 番	木皿 清	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由	5 番	川村 雄治
6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

2 番 渡邊 等

3、農地利用最適化推進委員

16 番 猪股 義広

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第22回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、4番大友信由委員5番川村雄治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、3件受理しております。今回報告いたします3件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理しております。今回報告いたします1件の届出は、宅地造成のため転用するものでございます。なお、この届出については、農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の3から4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。本日は、4件受理しておりますが、1件は中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては3組でございます。いずれも双方の合意により解約をしたものです。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の5頁、議案関係資料の1から6頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は3件となります。
議	長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
猪股(義広) 推進委員		10月21日に担当委員5名で市役所にて面談をしました。譲受人は譲渡人の息子です。譲渡人が代理人として面談をしました。譲り渡す田んぼはヨークベニマル西店の南側にある田んぼで2,929㎡になります。現在は認定農業者に耕作してもらっていて対価として玄米を何袋かいただいているということでした。今後は、譲受人が耕作していくとのことです。以上です。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに

		決しました。
議	長	つづいて、整理番号2について、担当委員から説明願います。
小田原委員		21日に計6名で現地調査をしてきました。写真ですと西側に木がたくさん生えているようですが、調査した時はもう無くなっていて、多少切り株が残っている状態です。譲受人は西側にあるハウスを経営している方で今回譲り受けることになればその畑でぶどうを栽培したいということでした。現在は個人経営をしているが、近い将来、法人化したいとのことでした。この畑についてももしっかり管理してもらえるものと思います。以上です。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田（幸浩）委員		譲受人の申請事由についてですが、整理番号2の場合、規模拡大となっていますが手段と目的が少し違うように思います。担当委員の話を聞くと、新たにぶどう畑の作付けをするための農地購入と書いてもらえると分かりやすいため、明記してもらいたいです。
橘川係長		ご意見ありがとうございます。内容を読んですぐわかるような形にするよう事務局内で検討し、次回からそのようにさせていただきます。
議	長	他にご質問ありますか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号2については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号3について、担当委員から説明願います。
長田（茂）委員		譲渡人は母娘で、この農地は母の配偶者から相続したものです。労力不足と書いてありますが母は農業の経験はあるが、高齢化もあり耕作できない。そして娘も農業経験があまりないため農地を相続しても耕作は難しいため地元で買い手を探していました。結局、配偶者の親族が買受することとなりました。譲受人は後継者もあり農業を続けていくそうです。ここはもともとりんご畑ですが、更地となっていて、果樹を植えて耕作をしていくそうです。問題なく引き継いでもらえるものと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

菅井委員		有償ということですがいくらぐらいですか
土手内主事		全ての面積で 2,780 m ² ありまして、それを 50 万円で譲り渡すということです。
議	長	他にご質問ありますか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 3 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 3 については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、第 22 回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
		午後 1 時 50 分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和7年10月27日

議長（会長） _____

委員 4 番 _____

委員 5 番 _____